

ICT支援業務委託プロポーザル 第一次審査実施要綱

1 目的

「ICT支援業務委託プロポーザル」第一次審査の実施にあたり、審査対象や審査員、評価項目などを定めるものである。

2 審査対象

審査対象は、「ICT支援業務委託プロポーザル募集要項」（以下、「募集要項」という。）に定めた参加申込期限までに、応募書類を提出した事業者とする。

3 審査員

審査員については、「ICT支援業務プロポーザル方式等事業者選定委員会」の委員長及び委員とする。

4 審査基準等

4-1 応募者数が6者以上の場合

- 1) 応募者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていることを確認し、満たしていない場合は失格とする。
- 2) 応募者の提案額のうち、ICT支援業務経費が本市の提示した上限額以内か確認し、上限額を超えている場合は失格とする。
- 3) 1) と 2) により、参加資格要件等を満たしていると認められる応募者について、応募者が提出した応募書類を別紙1「第一次審査基準」に従い審査し、評価の高い上位5者程度を第一次審査の合格者とし、その他の者は不合格とする。

4-2 応募者数が5者以下の場合

- 1) 応募者が5者以下の場合、第一次審査は省略できるものとする。
- 2) なお、第一次審査を省略する場合であっても、応募者が提出した応募書類を別紙2「第一次審査参加資格要件等確認基準」に従い、参加資格要件や費用要件などを確認し、適合しない項目があった場合は失格とする。